

下関商工会議所の新型コロナウイルス感染症への対応について

本所では、政府の専門家会議の提言等を踏まえ、下記のとおり対応することといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、感染状況等の変化に応じて、今後、対応を変更する場合がございますので、何卒ご了承ください。

1. 事業実施の前提条件

以下、3つの条件が重なった場での行動・事業実施は避けることとします。

①換気の悪い密閉空間 ②人が密集している ③近距離での会話や発声が行われる
(この条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施することとします)

【事業等実施にあたっての注意事項】

上記「3つの条件」をクリアするため、以下のとおり対応します。

- ①「換気の悪い密閉空間」⇒適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行います。
- ②「人が密集している」⇒出席人数を限定する（随行者の制限）など、会議規模の縮小を行います。
- ③「近距離での会話や発声が行われる」⇒会場のレイアウトについて、対面形式は避け、教室形式等で対応します。また、参加者同士の距離が取れるようにします。

2. 本所主催の会議・イベント等の対応について

(1) 会議、セミナー、講演会等

- ①参加人数に関わらず、上記「前提条件」をクリアできない会議・セミナー・講演会等については、中止もしくは延期とします。
- ②議件以外の報告事項や講演の中止または延期など、会議時間の短縮や出席人数の限定による会議規模の縮小を検討します。

＜開催の際の留意事項＞

- ・参加者が特定できるよう、氏名・所属先・連絡先を把握します。
- ・咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただきます。
- ・会場での手消毒の徹底をお願いします。（会場受付等には消毒液を設置）
- ・事務局係員はマスクを着用し、業務に従事します。
- ・マスクの用意がない出席者が希望した場合は、マスクを配布します。

(2) 懇親会・交流会（飲食を伴うもの）

飲食を伴う懇親会・交流会の開催は、主催する組織の長（委員長、座長等）と相談のうえ、原則として開催を控えます。

3. 事務局の対応について

(1) 出勤について

- ①職員本人が、当日37.5度以上の体温がある場合は、出勤を見合わせます。
また、熱が下がっても、もう1日出勤を見合わせます。(有給休暇扱い)
- ②少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。
- ③事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、総務課に報告します。

(2) 出張

不要不急の出張は極力見合わせ、最小限の人数にとどめます。

(3) その他

- ①BCP（事業継続計画）に基づき、下関商工会館内のテナントで感染者が出た場合は、緊密に連絡を取り合い二次感染を防ぎます。
- ②手洗い・手消毒の徹底、マスク着用等個人での感染防止策に努めます。
- ③朝と昼に窓を開け、室内の換気を徹底します。
- ④執務中は全職員マスクを着用します。
- ⑤事務所内の机・椅子レイアウトを見直します。

【本件・お問合せ】

下関商工会議所 総務課

TEL：083-222-3333FAX：083-222-4094